

出張保育

在園児や保育士さんたちと、公園で一緒に遊びませ
んか。

※申込不要、参加無料

日時 毎月第1月曜日(祝・休日除く) 午前10時～11時
※天候などにより中止する場合があります。

場所 湊公園(泉佐野ルーテル保育園の海側)

対象 0～3歳児

問合せ 泉佐野ルーテル保育園
(湊3丁目13-11 ☎463-1436)

泉佐野市食育推進計画が策定されました

毎月19日は「食育の日」

定期的に歯科健診をうけて、美味しく食べよう。

～噛ミング30(カミングサンマル)～

ひと口30回しっかり噛もう。

問合せ 保健センター

育てあい育ちあいフェスタ2015

～つながりはぬくもり⑪～

日時 2月21日(土)

午後1時～3時30分(開場:午後0時30分)

場所 エブノ泉の森 レセプションホール

内容

●講演「子育てが育む絆 ～まだ手遅れではない アメリカの教育崩壊に学ぶこと～」松居 和さん(元埼玉県教育委員長)

●子ども遊びコーナー(読み聞かせ、手品、紙芝居、手遊び歌、英語の歌など)

●パネル展示

定員 100人(先着順)

問合せ 育てあい育ちあいフェスタ
2015実行委員会(☎476-2083)

※申込不要、参加無料



各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる時は変更する場合があります。

◎法律相談【予約制】

月曜日(第2月曜日除く)、第2水曜日
13:00～16:35

市役所1階相談室(問合せ:人権推進課)

◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:00

市役所1階相談室(問合せ:人権推進課)

◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター

申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)

受付 月～金曜日 10:00～16:00

◎行政書士相談【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室

申込 大阪府行政書士会泉州支部

(☎464-2793)

◎税務相談

第3水曜日(2・3月除く) 13:00～16:00

市役所1階相談室(問合せ:人権推進課)

◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00

市役所会議室(問合せ:人権推進課)

◎人権擁護委員による人権相談

第1・3月曜日 13:30～16:00

市役所会議室ほか(問合せ:人権推進課)

◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路

選択支援・生活相談)

●月～金曜日 9:30～16:30

人権推進課

北部市民交流センター本館(☎464-5726)

南部市民交流センター本館(☎466-6464)

まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)

●火～金曜日 9:30～16:30

公益社団法人 泉佐野市人権協会(☎458-

7444)

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】

申込・問合せ その週の月曜日までに人権推

進課へ

◎女性の悩みの相談(面接)【予約制】

●第1木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

●第3木曜日 13:00～16:00

●第4木曜日 17:00～20:00

いずみさの女性センター(☎469-7125)

◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00

問合せ いずみさの女性センター

(☎469-7125)

◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30

消費生活センター(☎469-2240)

◎国保夜間納付相談

第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課

◎後期高齢者医療保険料納付相談

第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課

◎家庭児童相談(☎463-1937)

月～金曜日 9:00～17:00

◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)

月～金曜日 9:00～17:00

◎育児相談

●月・水・金曜日 9:00～16:00

泉佐野すえひろ保育園(☎466-5826)

●月～金曜日 10:00～16:00

地域子育て支援センター(☎469-3700)

◎子育て電話相談

鶴原保育園(☎463-0065)

月～金曜日 10:00～16:00

◎母子・寡婦家庭の生活相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

◎教育相談

●さわやかルーム(☎463-5933)

月～金曜日 9:00～15:30

●シャイン(☎464-8750)

月～金曜日 10:15～15:30

◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～16:00

社会福祉センター2階(問合せ:障害福祉総務課)

◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00

社会福祉センター2階(問合せ:障害福祉総務課)

◎心配ごと相談

月曜日 13:00～16:00

社会福祉センター2階

(問合せ:社会福祉協議会 ☎464-2259)

◎高齢者相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター2階

(問合せ:地域包括支援センター ☎464-2977
Fax462-5400)

◎障害者相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター2階

(問合せ:基幹相談支援センター ☎464-3830
Fax462-5400)

◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター2階

(問合せ:泉佐野市権利擁護支援センター【社
会福祉協議会内】 ☎464-2259 Fax462-5400)

◎赤ちゃん相談会【予約制】

第4木曜日 13:30～14:10

保健センター(☎463-6001)

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00

保健センター(☎463-6001)

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日 9:30～10:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(匿名可)

第1・3月曜日(祝日除く) 13:00～14:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎風しん抗体検査【予約制】

第1・3月曜日(祝日除く) 10:00～11:00

泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・

認知症含む・随時受付)【予約制】

来所の場合は電話で予約してください。

泉佐野保健所(☎462-4600)

◎医療に関する相談

月～金曜日 9:00～15:45

泉佐野保健所(☎462-7701)

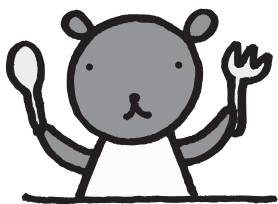


乳児の結核予防接種（BCG）

日時 2月19日(木) 午前9時30分～11時
対象 平成26年2月20日～9月20日生まれの乳児
持ち物 予診票、母子健康手帳（忘れると接種できません）
場所・問合せ先 保健センター

スタートの頃からの 離乳食講習会（予約制）

簡単に美味しくできる離乳食の基本を紹介します。
 ※「3回食の頃から」の次回は3月実施予定
日時 2月26日(木) 午後1時30分～3時
定員 15人（先着順）
持ち物 母子健康手帳
場所・申込・問合せ先 保健センター
 ※講習会后、赤ちゃん相談会もしています。体重計測が自由にできます。



児童手当を振り込みます

平成26年10月～平成27年1月分の手当を2月10日(火)に振り込みますので、指定の口座を確認してください。
 支給は申請日の翌月分からとなります。転入や出生などで新たに手当の受給資格が生じた場合は、事由が発生した翌日から15日以内に、できるだけ早く手当の認定請求をしてください。
申請・問合せ先 子育て支援課
 ※公務員は勤務先へ

保育料の口座振替納付

保育料の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
振替日 毎月25日（非営業日の場合は翌営業日）
取扱金融機関 市内に支店のある銀行（りそな、三菱東京UFJ、池田泉州、三井住友、紀陽、近畿大阪、南都、関西アーバン、ゆうちょ）、大阪泉州農業協同組合、大阪信用金庫、近畿労働金庫、きのくに信用金庫
申込 保護者名義の預貯金通帳と届出印鑑を持参し、各金融機関へ
 ※申請用紙は、子育て支援課または取扱金融機関の市内支店など窓口にあります。
問合せ先 子育て支援課

一時的保育サービス

保護者の断続的な就労や傷病などで、急に保育が必要になったときに、一時的に子どもを保育します。
利用時間 午前8時30分～午後4時30分
利用料 ●0～2歳児 1日3,000円
 ●3～5歳児 1日2,000円
 ※軽減措置あり
場所・申込・問合せ先

保育園	住所	電話番号
泉佐野すえひろ	東羽倉崎町9-14	466-0300
なかよし	中庄831-5	464-5010
泉佐野ルーテル	湊3丁目13-11	463-1436
上之郷	上之郷1651-1	467-0793
杉の子	鶴原1757	464-0379
あおい	長滝4067	464-3466
ひねの	日根野7277	468-0345
清和	高松東1丁目10-16	462-0972
下瓦屋	上瓦屋610-1	463-3359
泉ヶ丘	鶴原935-3	463-0041
中央	笠松1丁目2-18	463-3713
ひかり	南中樫井1065	465-1447
こだま	羽倉崎4丁目2-32	464-2598
鶴原	鶴原1033	463-0065

※人数に制限があり、利用できない場合があります。

4月から こども医療費助成制度の通院対象者を 小学4年生まで拡大

こども医療費助成制度の改正により、4月1日から通院の助成対象について、「小学校就学前まで」から「小学4年生年度末まで」に拡大します。

新1～新4年生の児童については、事前に申請書の提出が必要となりますので、別途通知を送ります。（申請書の提出がない場合、医療費助成が受けられなくなりますので注意してください。）

問合せ先 子育て支援課



母子・父子相談

母子・父子を取り巻く生活上の問題や、離婚相談などに、母子・父子自立支援員が応じます。

ひとりで悩まず、どんなことでも気軽に相談してください。

【こんなことで悩んでいませんか】

- 突然、パートナーを失いどうしていいかわからない
- 暮らし向きや子どもの学費などで困っている
- 年金や各種手当、医療助成について知りたい
- 病気などで家事や育児ができない
- 子どもの養育、しつけ（教育）のことで悩んでいるなど

相談・問合せ先 子育て支援課